

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 今井 雅則

〔公 印 省 略〕

「建設業許可事務ガイドラインについて」及び「国土交通大臣に係る建設業許可  
及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」  
の一部改正について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定が施行されること等を踏まえ、別紙のとおり「建設業許可事務ガイドラインについて」及び「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」の所要の改正が行われました。

別紙の内容については、各地方整備局建政部長等に通知されるとともに、各都道府県建設業担当部局長にも参考送付されています。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（添付資料）

別添 国土交通省通知文

別紙 1 建設業許可事務ガイドライン

別紙 2 許可通知書例

別紙 3 許可換え通知書例

別紙 4 国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について

参考 「建設業許可事務ガイドライン」及び「標準処理期間通知」の一部改正について

（担当）事業部 三浦

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp